

保育施設への復職を応援します！

保育士復職支援補助事業

町内では保育施設等での人材不足が深刻です。過去に保育士の仕事をしていたみなさんの「経験」を活かしてみませんか？

斜里町では保育人材の確保を図り、復職を目指す方を支援するため、町内の保育施設等に**復職**すると**支援金**として**10万円**を支給します。



対象者

～町内の保育施設等に復職し、次の条件を満たす方が対象です～

- (1) 斜里町に住民登録があること。
- (2) 令和8年4月1日以降に町内保育施設等に会計年度任用職員（常勤）保育士として復職し、同一施設で1年以上雇用される見込みがあって、この要綱による支援金の交付後も引き続き町内に定住する意思があること。
- (3) 過去に保育士として就労していた実績があり、直近1年間に保育士として就労していないこと。ただし、次のいずれかに該当すると認めるときは、保育士として就労していない期間を問わない。
 - ① 保育士として就労していた保育施設等の廃止又は事業縮小により、同一法人内の別保育施設等への異動等による雇用継続の提示がなく自らの意思に反して離職した場合。
 - ② 保育士としての就労が雇用期間を定めたものであり、その雇用期間が満了し、同一法人内の別保育施設等への配置転換等による雇用継続の提示がなく離職した場合。
 - ③ 家族の転居、家族の介護等を理由に自らの意思に反して離職した場合。
- (4) 町税等を滞納していないこと。

※町内保育施設等：斜里町立双葉保育園・斜里町立はまなす保育園・斜里地域子ども通園センター・斜里町子育て支援センター・ウトロへき地保育所

～復職支援金の申請方法～

役場児童育成課窓口や、町ホームページから申請書類を取得し、必要事項を記載の上、申請に必要な添付書類を添えて、児童育成課へ提出してください。

※予算額に達した時点で終了となります。



詳しくはホームページで！

問合せ・申請先

斜里町役場 民生部児童育成課 児童育成係
電話 0152-26-8315

ふるさと納税が
活用されています。

